

別表1-2 難病患者等の日常生活用具の種類及び性能

## 【介護・訓練支援用具】

種目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
◎特殊寝台	寝たきりの状態にある者	154,000円	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	8年
◎床ずれ防止マット	寝たきりの状態にある者	82,000円	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年
◎特殊尿器	自力で排尿できない者	67,000円	尿が自動的に吸引されるもので、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
◎体位変換器	寝たきりの状態にある者	15,000円	介助者が難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	5年
◎移動用リフト	下肢又は体幹機能に障がいのある者	159,000円	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能に障がいのある者	159,200円	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	8年

## 【自立生活支援用具】

種目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
◎入浴補助用具	入浴に介助を要する者	90,000円	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年
◎便器	常時介護を要する者	4,450円	難病患者等が容易に使用し得るもの（手すりを取り付けることができる）。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年
	常時介護を要する者	手すり付 5,400円		
歩行補助つえ (一本杖)	下肢が不自由な者	木材 2,266円	手に持って歩行の助けとする細長い棒で、材質は木材又は軽金属とする。 ※夜光材付は422円、全面夜光材付は1,236円、外装ラッカー使用は267円を加算	3年
		軽金属 3,090円		
◎移動・移乗支援用具	下肢が不自由な者	60,000円	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年

種目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
特殊便器	上肢機能に障がいのある者	151,200円	温水温風を出し得るもの。ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く。	8年
自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの方の世帯及びこれに準ずる世帯	28,700円	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの。	8年

【在宅療養等支援用具】

種目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障がいのある者	36,000円	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障がいのある者	64,300円	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	5年
動脈血中酸素飽和度測定器	人工呼吸器の装着が必要な者	157,500円	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	6年
人工呼吸器用バッテリー ※レンタル不可	呼吸器機能に障がいがあり、人工呼吸器を使用している者	200,000円	使用している人工呼吸器専用のバッテリー(充電器及びインバーター等を含める)。医師の診断書で人工呼吸器の使用を確認する。 ※基準額以内ならば複数台申請可能。	5年
発電機	呼吸器機能に障がいがあり、人工呼吸器を使用している者	111,000円	A C 100 V (正弦波)の出力ができ、人工呼吸器用の外部バッテリーを充電できるもの。医師の意見書で使用状況を確認する。	10年
外部バッテリーまたはポータブル電源 ※レンタル不可	・呼吸器機能に障がいがあり、電気式たん吸引器、ネブライザー(吸入器)又は人工呼吸器を使用している者	58,100円	A C 100 V (正弦波)の出力ができ、使用する医療機器の消費電力(W)に対応できるもの。 ※基準額以内ならば複数台申請可能。  日常生活用具の給付履歴で医療機器の使用を確認できない場合は、医師の診断書で医療機器の使用を確認する。	5年

【住宅改修費】

種目	対象者	基準額	性能等	耐用年数
◎ 居宅生活動作補助用具	<p>・ 下肢又は体幹機能に障がいのある者</p> <p>・ 特殊便器への取替えについては、上肢機能に障がいのある者。(6歳以上)</p>	<p>500,000円 (対象工事上限額)</p>	<p>難病患者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。</p> <p>【住宅改修の範囲】</p> <p>(1) 屋内</p> <p>① 手すりの取付け</p> <p>② 段差の解消</p> <p>③ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更</p> <p>④ 引き戸等への扉の取替え</p> <p>⑤ 便器・浴槽・洗面台の取替え・設置・改造</p> <p>(2) 屋外</p> <p>⑥ スロープの取付け</p> <p>⑦ 手すりの取付け</p> <p>(3) その他</p> <p>⑧ 前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修</p> <p>※ 給付は対象工事額が基準額(対象工事上限額)に達するまで複数回申請可能。</p>	<p>—</p>